

検診は あなたが “あなた”に贈る プレゼント。

総合検診のご案内 検診日時と会場

受付時間	(午 前) 9:00~11:00	(午 後) 12:30~3:00
6月4日(月) 間瀬小学校	間瀬1区・2区・ 3区・4区	間瀬5区・6区・ 7区
6月5日(火) 村民体育館	金池・石瀬・久保 田・猿ヶ瀬・南谷 内	岩室・樋曾・栄
6月6日(水) 村民体育館	橋本・西長島・北 野・西中・白鳥・ 湯上	夏井・横曾根・西 船越・新谷・油島・ 高畑
6月7日(木) 村民体育館	原・津雲田・富岡 高橋・和納9区・ 11区	和納1区・2区・ 10区・12区
6月8日(金) 村民体育館	和納3区・4区・ 5区	和納6区・7区・ 8区

レントゲン検査結果で異常が認められた方については後日通知が行きます。
検診の結果は、おおむね2ヶ月後にお知らせいたします。

各種検診についてお問い合わせは
役場保健衛生課(☎82-4111)
までどうぞ。



検診は、「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケアのスタートライン。
成人病は、若いときから徐々に進行する病気です。これを予防するには「検診が一番」。自分の生活の年中行事として考え定期的に受けるようにしましょう。
毎年行う村の総合検診では、次のような検診を行っています。

検査項目は検尿・身体測定・問診
血圧測定・血液検査などです。
④循環器検査：基本健康診査で何らかの異常が見られた人を対象に心電図と眼底検査を行います。
⑤肺がん検診(レントゲン撮影)：40歳以上のみなさん全員が対象です。⑥肺がん検診(喀たん細胞診)：50歳以上の方で、問診の結果①たばこの喫煙指数が600(一日の喫煙本数×喫煙年数)を超える人②最近六か月以内に血たんの出たことのある人③重クロム酸や石棉などを取り扱う仕事に就いている人、又は就いている人で希望者に対して実施します。以上が総合検診の内容です。ことしもご家族そろって必ず受診しましょう。

胃部大腸検診のご案内 検診日時と会場

検診日	時間	会場
6月18日(月)	午前7:30 ~10:00	間瀬漁協 センター白岩
6月19日(火)	午前7:30 ~10:00	岩室公会堂 石瀬公会堂
6月20日(水)	午前7:30 ~10:00	役場保健センター
6月21日(木)	午前7:30 ~10:00	旧役場協体育館
6月22日(金)	午前7:30 ~10:00	旧役場協体育館

・検診料、胃がん 500円、大腸がん 300円は当日徴収します。



小林太郎さん
(石瀬・72歳)

私は毎年、村の総合検診を受けていました。その結果、血圧が高いと言われていたのですが、自覚症状もなく、いつも元気に暮らしていたので、医者にもかからず、薬も飲んでいませんでした。ところが、去年の十二月のある朝突然に脳卒中をおこしてたおれてしまいました。今は、リハビリをして身の回りのことなど自分でできるように努力しています。検診の受けっぱなしでなく、検診のあと自分の健康について考え、守っていればよかったと思います。これからは、リハビリに励み、脳卒中の二番がでないように、健康管理をしっかりしたいと思います。みなさんも、自分の健康について真剣に考えてみてください。

検診後のアフターケアが大切

老人保健で医療を受けるには

老人保健法により、七十歳以上(寝たきりの人は六十五歳以上)のみなさんがお医者さんにかかるときは、いままでの医療保険証(国民健康保険、職場の健康保険、公務員の共済組合など)に加え、健康手帳、医療受給者証を持って行くことになります。

保健事業の内容は

お年寄りのみなさんから健康な生活を送っていただくためには、働き盛りのころから病気を予防し、また早目に病気を発見して治療し、ゆきとどいた健康管理を始めることが大切です。
このため、村が中心になり、40歳以上の人を対象に予防から機能訓練まで、一貫したきめ細かい健康管理を行っています。

40歳からの保健事業



40歳からの保健事業には、こんなものがあります。
①健康手帳：40歳以上の人でも健康管理のため、必要と認められれば交付されます。
②健康教育：保健婦、栄養士などに

どこでも医療を受けることができます。その他にも左記のことに注意して受診してください。でも医療機関からならないことにしたことはありません。そのためには日常の健康管理が一番です。

では、老人保健で医療を受けるには

よって保健学級等が開かれるための指導、助言を受けることができます。③健康相談：心身の健康が心配なとき、お医者さんにかかるための健康相談、助言を受けることができます。④健康診査：成人病の早期発見のため、基本健康診査とがん検診が行われます。⑤訪問指導：ねたきり状態の人のため、保健婦などが訪問します。などが主な保健事業の内容です。

健康手帳は大切に

交付された健康手帳は、70歳以上のの人にとっては、お医者さんにかかるための受診資格を証明する大切なものです。また、健康手帳には健康診査の結果やお医者さんにかかったときの記録がのせられていますので、これを診察のときにお医者さんに見せると、病気の治療に非常に役立ちます。

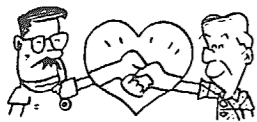
こんなときは役場へお届けください

こんなとき	手 続 き	いつまでに
加入している保険が変わったとき	新しい保険証を添えて居住地の市町村長に連絡する	すみやかに
他市町村から転入してきたとき	保険証を添えて居住地の市町村長に届ける	14日以内に
他市町村へ転出するとき	健康手帳を添えて居住地の市町村長に届ける	転出前に
死亡のとき	届出義務者が死亡した者の健康手帳を添えて市町村長に届ける	14日以内に

老人保健で医療を

1 どこでも医療を受けられます

健康保険や国民健康保険でかかれる医療機関ならば、どこでも医療を受けることができます。



2 受診のとき健康手帳を忘れずに

お医者さんにかかるときは、保険証(国民健康保険、健康保険など)と、老人保健法による健康手帳と医療受給者証の三つが必要です。



健康手帳と医療受給者証は受診資格をまた保険証は、医療保険の加入者であることを証明します。

3 外来でお医者さんにかかったときの一部負担金は?

外来でお医者さんに治療を受けたとき、老人保健法により一部負担金として1か月について800円を、その月の最初の診察日に、窓口を支払うことになります。



4 入院したときの一部負担金は?

入院の場合は、老人保健法により、入院1日につき400円を退院するまで支払っていただくことになります。なお、老齢福祉年金を受けている人で、住民税非課税世帯に属する方は、1日300円で、2か月を限度とします。